

65 文部省所轄別課法学生徒を司法省へ合併の儀に付報告

〔明治十九年三月〕

(注記1) 司法省民第壹号

文部省所轄別課法学生徒司法省江合併ノ儀ニ付報告

文部省所轄元東京大学法政学部別課法学生徒之儀概ネ当省ノ官吏教務ヲ兼勤致シ来候処先般諸官省御改革事務整頓ニ趣キ候ニ付兼務セシムルハ其不便不尠候就テハ自今右別課法学生徒ヲ当省速成法学生徒江合併セシメ候得ハ別段教員ヲ兼務セシムルニ不及一様ニ教授候方都合宜敷候且格別費用モ不要事ニ付別紙文部大臣照会書写ノ通当省江引継致候此段及報告候也

(注記2)

明治十九年三月十七日

司法大臣伯爵 山田顯義 印

内閣総理大臣 伯爵伊藤博文殿

追申当省生徒ハ授業料ヲ徴収セサルニ付同様徴収セサル見込ニ有之候也

当省所轄元東京大学法政学部別課法学生徒之儀兼テ御協議致候通来四月一日ヨリ御省へ引継致度条該生徒ニ関スル規則学科課程等別紙一括相添此段及御照会候也

明治十九年三月十二日

文部大臣 森 有禮

司法大臣伯爵 山田顯義殿

〔付箋〕

別課法学科生徒 六拾人

内

第二年 三拾六人

第三年 二拾四人

授業料一ヶ月約高

金七拾円七拾銭

(注記4)

(注記3) 明治十九年三月三十日

内閣書記官

(谷森) (井上) 印

内閣総理大臣

(伊藤) 花押

内閣書記官長

(田中) 印

司法大臣報告

新潟始審裁判所敷地狹隘ニ付増敷地トシテ民有地買上ノ件

(朱書) 〔此件ハ第二編ス〕

文部省所轄別課法学生徒司法省へ合併ノ件

〔注記1〕

〔上申〕

〔注記2〕

〔乙二八〕

〔注記3〕

〔司乙二七号乙二八合〕

〔注記4〕

〔濟〕

〔付箋〕

「規則学科等略之」

〔明治十九年公文雜纂 司法
省一十八〕 24.13. ②18